

## 産衛だより

### 平成 22 年度日本産業衛生学会総会議事録

日 時：平成 22 年 5 月 26 日（水）9～12 時  
 場 所：フェニックスプラザ小ホール（福井市）  
 議 長：日下幸則  
 副 議 長：高橋英尚  
 出席理事：大前和幸（理事長）、岡田 章（副理事長）、相澤好治、五十嵐千代、大久保靖司、大脇多美代、荻野景規、加地正伸、加藤 元、川上憲人、岸 玲子、清田典宏、日下幸則、小林章雄、斉藤政彦、實成文彦、住徳松子、諏訪園靖、高橋英尚、角田 透、昇淳一郎、原田規章、東 敏昭、広瀬俊雄、廣部一彦、堀江正知、本橋 豊、柳澤裕之、山田誠二、吉田 勉  
 出席監事：圓藤吟史、中明賢二

1. 川上総務担当理事の司会で開会した。大前和幸理事長および日下幸則第 83 回日本産業衛生学会企画運営委員長から挨拶がなされた。
2. 平成 21 年 5 月から平成 22 年 5 月までの物故会員として、藤井裕之、井上正岩、今村尚代、鳴神雅典、藤本幸示、皆川正雄、三島 衛、大東正明、一杉正治、島 悟、中村 功、大平昌彦（名誉会員）、布施和夫の 13 名の会員が逝去されたと報告があり、冥福を祈り黙祷した。
3. 議長として川上総務担当理事から日下幸則企画運営委員長を推薦し、承認された。日下議長から高橋英尚理事（医療法人日雄会高橋医院）を副議長として推薦され、承認された。
4. 議事録署名人を慣例に従い議長が指名することが承認され、日下議長により、中川秀昭代議員（金沢医科大学）、梅村朋弘代議員（福井大学）が指名された。
5. 川上総務担当理事より、代議員総数 623 名へはがきを用いて開催の通知を行い、453 名（72.7%）から回答を受けたこと、うち総会出席者は 144 名、委任状提出者は 307 名であり、合計すると 452 名となり、代議員の過半数を超えており、定款第 29 条により総会が成立していると報告された。これにより総会が成立していることが確認された。

#### 議 事

##### 第 1 号議案 平成 21 年度事業報告案について

大久保総務担当理事から平成 21 年度事業報告案について資料をもとに説明がなされた。平成 21 年度事業報告に国際交流について記載してほしいとの発言が小木和孝代議員からなされ、大久保総務担当理事から組み入れていきたいとの回答があった。一般会員の総会への参加の可否、学会としての呼びかけについて宮上浩史代議員から質問があり、一般会員の総会への参加は可能、呼びかけはしていないとの回答が大久保総務担当理事からあった。その他質問・異議はなく、平成 21 年度事業報告案は承認され、第 1 号議案は可決された。

##### 第 2 号議案 平成 21 年度決算報告案について

角田経理担当理事から、平成 21 年決算報告案について資料をもとに説明がなされた。圓藤吟史監事から、平成 21 年決算報告案について圓藤吟史、中明賢二監事両名が監査を行ったこと、その結果、収支決算は適正であったこと、理事の職務執行も問題がなかったことが報告された。甲田茂樹代議員から、支出の部の③国際交流費について内訳を記載してほしいとの要望が出された。赤松康弘代議員から平成 21 年度一般会計貸借対照表の脚注の負債の部の前受金は「平成 22 年度会費」とするのが適切との指摘があり、修正することとなった。平成 21 年度決算報告案は原案を上記の修正の上承認され、第 2 号議案は可決された。

##### 第 3 号議案 平成 22 年度事業計画案について

大久保総務担当理事から平成 22 年度事業計画案について資料をもとに説明がなされた。平成 22 年度事業計画案について、常設委員会から「(6)表彰制度に基づく選考委員会」を削除しその数を 6 に、研究会数を 31 に修正した。小木代議員から項目 14 の国際協力について、「国際協力を推進し、その一環として…」と修正する、項目 16 の法人改革について、「法人改革を推進する」が適切との意見があり、大久保総務担当理事から修正するとの回答があった。小木代議員からさらに、事業内容を定款と整合性をもった項目とすべきである、資料編纂など継続的な事業を盛り込むべきである、事業計画に前文として学会としての視点・立場を明確にする文章を加え、事業計画の項目の軽重を明示すべきであるとの意見が出された。これらについては、大久保総務担当理事から理事会に持ち帰り、検討するとの回答がなされた。小林康毅代議員から、選挙の方法について選挙管理委員会だけでなく中央で検討すべきではないか、特に 10 名連記の現在の方法は不合理ではないかとの意見が出された。大久保総務担当理事から、選挙制度の見直しは、法人移行後に検討したいとの回答がなされた。赤松康弘代議員から学会メールサーバーが中止になっているようなので、学会員への周知が必要との意見が出され、大久保総務担当理事から周知を行うとの回答がなされた。その他質問・異議はなく、平成 22 年度事業報告案は原案を上記の修正の上承認され、第 3 号議案は可決された。

##### 第 4 号議案 平成 22 年度予算案について

角田経理担当理事から平成 22 年予算案について資料をもとに説明がなされた。小林康毅代議員から、学会事務員を二人体制で雇用することの理由について質問があり、大前理事長から説明がなされた。雇用すると、その責任も生じるので慎重に検討いただきたいとの意見が出された。宮上浩史代議員から、一般会員、代議員で会費を分けるとの前回総会での意見についてその後の進捗についての質問があり、角田経理担当理事から未検討であるとの回答がなされた。その他質問・異議はなく、平成 22 年度予算案は原案どおり承認され、第 4 号議案は可決された。

##### 第 5 号議案 許容濃度等に関する提案

佐藤 洋許容濃度等に関する委員会委員長から許容濃度等に関する提案がなされた。昨年度提案した以下の物質については暫定期間が終了し、意見がなかったため許容濃度等表に

掲載すると説明がなされた。

(暫定期間の終了)

オルトフタロジニトリル

許容濃度 0.01 mg/m<sup>3</sup> 皮膚吸収あり

エチレングリコールモノメチルエーテル

許容濃度 0.32 mg/m<sup>3</sup> 皮膚吸収あり

エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート

許容濃度 0.5 mg/m<sup>3</sup> 皮膚吸収あり

昨年度提案した以下の物質については暫定期間を延長するとの説明がなされた。

(暫定期間の延長)

ニッケルおよびニッケル無機化合物 (ニッケルカルボニルは除く)

許容濃度 (製錬粉塵以外)

水溶性ニッケル化合物 0.01 mg/m<sup>3</sup> (Niとして)

不溶性ニッケル化合物 0.1 mg/m<sup>3</sup> (Niとして)

以下の物質については本年度許容濃度等を提案すると説明がなされた。

(許容濃度等の提案)

メタノール

尿中メタノール濃度 20 mg/l

試料採取時期 作業終了時

トリクロロホン

許容濃度 0.2 mg/m<sup>3</sup> 皮マーク

タバコ煙

発がん分類 第1群 (ヒトに対して発がん性がある)

感作性物質分類に関する検討 (分類方法) を行うとの説明が以下のようなされた。

(感作性物質の定義)

気道感作性物質とは、その物質によりアレルギー性呼吸器疾患\*を誘発する物質とする。皮膚感作性物質とは、その物質によりアレルギー性皮膚反応を誘発する物質とする。

\*鼻炎, 喘息, 過敏性肺臓炎, 好酸球性肺炎等, アレルギーの関与が考えられる疾患。

(許容濃度)

感作性のある物質の許容濃度の数値を勧告するにあたっては、労働者の感作の予防, または感作成立後の感作反応の発生予防が、必ずしも考慮されていないことに注意すること。人間への健康影響の重篤度は、気道において高い場合がある。

(感作性物質リスト)

本分類で感作性ありと分類されないことは、感作性がないということと同義ではない。

宮上浩史代議員から、許容濃度等に関する委員会による会員向けの報告会を開催してほしいとの要望があった。佐藤委員長から検討するとの回答があった。大和 浩代議員から本学会場入り口に灰皿が設置されており問題であるとの発言があり、日下企画運営委員長から撤去を検討するとの回答があった。

これ以上の議論はなく、第5号議案は可決された。

第6号議案 法人改革について

大前理事長から法人改革及び定款改定案について資料を用いて説明があった。特に、公益社団と一般社団のいずれに移行するかによるメリット、デメリットの比較を税制上、保有財産のそれぞれについて比較説明された。平成22年度臨時理事会 (平成22年4月29日) で理事会として公益社団法人の認定を第一選択とし、しかし今後の検討結果によっては、これが無理な場合に第二の選択として非営利一般社団法人の認可を目指すことになったことが報告された。代議員に対して、将来の本学会のあり方を見据え、公益社団法人と非営利社団法人のいずれがよいか考えていただき来年度の総会 (東京) で決定することが説明された。配布された定款案を読んでいただき、これを来年度の総会 (東京) で決定すること、代議員会 (総会) が最高意思決定期間であり、将来の学会の方向を決定することが強調された。また法人改革および定款、その他の資料は学会ホームページ上に掲載される予定であり、質問もホームページ上で受け付けることも説明された。

宮上浩史代議員から、第10条に記載の正会員の権利が大切であり、会員への情報提供をしていただきたいとの要望があった。大前理事長から、総会への会員参加について検討するとの回答があった。小林康毅代議員から、寄付金がポイントである。「公益」という言葉に振り回されずに慎重に検討すべきであるとの意見が出された。佐藤 洋代議員から任意団体になるという選択肢もあるかどうか確認があり、大前理事長から可能だが、その場合でもすでに取得した財産の公益目的支出計画は立てる必要があるとの回答があった。赤松康弘代議員から連結決算について質問があり、大前理事長から消費税額を計算し、会計を代議員に明確にする目的であるとの回答があった。

第6号議案は、法人改革に向けて前向きに検討をするとの内容で可決された。

第7号議案 名誉会員の推薦

大久保総務担当理事より本年度は名誉会員として大久保利晃先生を推薦するとの説明があった。また学会賞は加藤貴彦先生、奨励賞は井手玲子先生、加部 勇先生、功労賞は竹本泰一郎先生に授与することが理事会で決定しているとの報告があった。

質問や異議はなく、第7号議案は原案どおり可決された。

第1号報告 機関誌の発行について

川上憲人編集委員長から、産業衛生学雑誌51巻1~6号およびJournal of Occupational Health (JOH) 誌51巻1~6号の発行は順調であり、それぞれ10編、64編の論文等が掲載されたとの報告があった。2008年のJOHのインパクトファクターは1.209と低下したが、編集委員会で改善すべく努力しているとの説明があった。産業衛生学雑誌に対しては優秀論文賞を平成21年度から設け、平成21年度には3編を選考したこと、日本学術振興会平成22年度科学研究費補助金 (研究成果公開促進費) に応募し、平成22年度に560万円が内定したこと、第2, 3回「編集委員長と話そう」を開催し、学会員と編集委員との交流をはかっていることが報告され

た。また JOH の編集の効率化、投稿者へのサービス向上のため、新しい web 投稿・査読システムを本年度から導入する計画であることが説明された。

#### 第2号報告 第84回日本産業衛生学会開催準備状況

第84回日本産業衛生学会の準備状況について、角田 透企画運営委員長から、平成23年5月18～21日の予定で、浜松町周辺の会場で開催準備を行っているとの説明があった。

#### 第3号報告 第85回日本産業衛生学会開催地

平成24年度に開催される第85回日本産業衛生学会開催地について、大久保総務担当理事から、東海地方会に担当をお願いしたいと考えており、理事会では承認されているとの報告があった。

#### 第4号報告 第20回産業界・産業看護全国協議会開催準備状況

本年度開催される第20回産業界・産業看護全国協議会の開催準備状況について、清田典宏企画運営委員長から説明があった。

#### 第5号報告 第21回産業界・産業看護全国協議会開催地

第21回産業界・産業看護全国協議会開催地について、大久保総務担当理事から、九州地方会に担当をお願いしたいと考えており、理事会では承認されているとの報告があった。

#### 第6号報告 第20回産業界衛生技術部会大会準備状況

第20回産業界衛生技術部会大会準備状況について、名古屋俊士産業衛生技術部会長から説明があった。

#### 第7号報告 専門医制度の改定に関わる報告

専門医制度の改定に関わる報告について、東 敏昭専門医制度担当理事から資料に基づいて説明があった。

#### 第8号報告 その他

川上総務担当理事から、平成22年4月29日づけで産業保健推進センターの縮減計画に対して反対し、またやむなく縮減する場合には、これに代わる制度を明確にするよう求める理事会声明を出したことが報告された。

川上総務担当理事から、平成21年度の産業衛生学雑誌優秀論文賞に、森本泰夫先生、鶴ヶ野しのぶ先生、小嶋 純先生の3名が、生涯教育委員会によるベストGP賞に杉田篤子先生が、GP賞に松木一美先生、宮本俊明先生、仲尾豊樹先生、および大神あゆみ先生、吉川 徹先生、福元舞子先生の4組が選考されたことが報告された。

第21回産業界衛生技術部会大会準備状況について、名古屋俊士産業衛生技術部会長から説明があった。

河野啓子代議員から、前看護部会長として平成22年8月に開催される第3回国際産業看護・第2回アジア産業看護ジョイント学術集会に対して、一層の助成を求める発言があった。

その他、意見、提案はなく、閉会となった。

## 平成22年度第2回専門医制度委員会議事録

日 時：平成22年7月10日（土）12：30～16：30

場 所：東京八重洲ホール 新第一ビル

出席者：委員 石竹達也、車谷典男、東 敏昭（委員長）、宮川路子、宮下和久、森 晃爾（事務局）

顧問 大久保利晃

オブザーバー 大久保靖司、山田誠二

欠席者：委員 山田裕一

（五十音順）

### I. 報告事項

#### 1. 指導医・専門医・研修医登録状況について

事務局より、平成22年7月1日現在の専門医数（指導医268名、専門医152名）が報告された。

#### 2. 理事会報告（平成22年6月26日）

山田（誠）オブザーバー（学会理事）より、理事会において、現在の専門医制度の概況について説明を行なったことが報告された。

#### 3. OHAS2009 研修会について

大久保（利）顧問より、平成22年7月3日、4日に開催されたOHASの実施状況が報告された。

#### 4. 平成22年度 専門医資格認定試験方法について

車谷筆記試験部会長より、今年度の筆記試験の実施方法について報告された。また、山田（裕）口頭試験部会長が欠席のため、事務局より口頭試験の準備状況が報告された。

#### 5. その他

##### (1) 平成22年度の専門医認定証授与式について

平成22年度の専門医認定証授与式は、10月15日（金）17：15～17：45に、第20回産業界・産業看護全国協議会（札幌）の会場において実施することが確認された。

##### (2) 専門医資格認定試験問題について

東委員長より、受験予定者から出された昨年の問題への指摘について、確認が行なわれた。

### II. 審議事項

#### 1. 指導医資格更新の可否について

##### (1) 「経過措置による指導医」第5期（No.314～322）の3回目更新

「経過措置による指導医」第5期の3回目更新対象者6名について、更新を承認した。

##### (2) 「専門医から指導医」第10期（No.1069～1075）の1回目更新

「専門医から指導医」第10期の1回目更新対象者7名のうち、4名の更新を承認した。また、1名の辞退者については、専門医の更新についても辞退することについては、事務局が確認することになった。申請がない2名のうち1名については、更新の意志が確認されており、東委員長に、申請内容の確認および更新の可否の判断が一任された。残りの1名は、事務局が状況を確認し、次回委員会において審議することになった。

##### (3) 「専門医から指導医」第3期（No.1018～1029・1037）の2回目更新

「専門医から指導医」第3期の2回目更新対象者13名のうち、12名の更新を承認した。1名については提出が遅れているが更新の意志があることが確認できており、東委員長に、申請内容の確認および更新の可否の判断が一任された。

##### (4) 「特別措置による指導医」第5期（No.10010）の1回目

## 更新

「特別措置による指導医」第5期の1回目の更新対象者1名の更新を承認した。

## 2. 専門医資格更新の可否について

## (1) 「専門医」第12期 (No.181) (専門医継続) 保留者

病気療養中により「専門医」第12期の取扱いを保留していた1名について、産業界活動の開始および学会への参加を確認する必要がある、さらに1年間にわたり更新を保留扱いとすることにした。

## (2) 「専門医」第13期 (No.191～207) (専門医継続 or 指導医申請)

「専門医」第13期の17名のうち、12名の指導医への移行および2名の専門医の更新を承認した。また、2名については辞退の意志を確認し、指導医名簿から削除することになった。海外留学のため学会出席が足りない1名については、全国協議会または総会への出席を条件とし、指導医への移行について、1年間の保留扱いとすることが確認された。申請が遅れている1名について、指導医への移行の意志が確認されており、東委員長に、申請内容の確認と資格の有無の判断が一任された。

## (1) 「専門医」第7期 (No.86) の2回目更新 (専門医継続) 保留者

「専門医」第7期の取扱保留者1名について、更新の条件であった本年度の学会での発表が確認されたため、専門医としての更新を承認した。

## (2) 「専門医」第8期 (No.99・100・105) の2回目更新 (専門医継続 or 指導医申請)

「専門医」第8期の2回目の更新対象者3名のうち、2名の専門医の更新を承認した。1名については指導医への移行を希望しているが、学会発表の実績がないため、全国協議会または総会での発表を条件とし、1年間の保留扱いとすることを承認した。

## (3) 「専門医」第3期 (No.28・33・37) の3回目更新 (専門医継続 or 指導医申請)

「専門医」第3期の3回目の更新対象者3名のうち、2名の専門医の更新を承認した。1名については辞退の意思を確認し、専門医名簿から削除することになった。

## 3. 平成22年度専門医資格認定試験受験資格の認定について

平成22年度専門医試験受験申請者24名のうち、すでに資格認定がされている受験者5名を除く19名の受験資格の認定を承認した。

## 4. 平成22年度専門医資格認定試験実施細目および実施体制について

平成22年度専門医資格認定試験の実施について、グループ分け、口頭試験の試験官の組合せ、試験実施要領、受験予定者向けの受験案内、筆記試験部会委員および口頭試験部会委員向けスケジュールを承認した。

本年度は、昨年同様、事務局での参考書の用意を行わない

こと、パソコンおよび携帯情報端末の使用は禁止することが確認された。

## 5. 専門医制度改革について

石竹委員 (WG座長) より、WGの作業スケジュールおよび、専攻医試験の実施、専攻医の研修内容、研修施設基準、指導医登録、広報に関する検討案について説明があった。各委員から出された意見をもとに、WGで引き続き検討を行うことになった。

## 6. 良好実践の専門医制度での取り扱いについて

車谷委員から、生涯教育委員会で行なっている産業保健専門職の生涯学習テキストのための良好実践事例 (GPS) の収集について、専門医制度の中で、受験資格の実績の一つとして取り扱うことの検討が提案された。その結果、現行制度の中で機関誌の発表と同等のものとみなすことを内規で明確化することとし、次回委員会で内規の修正案を検討することになった。

## 7. 研修医登録者 (研修手帳有効期限切れ) の取り扱いについて

手帳の有効期限は5年であり、研修終了後5年間は受験資格があることより、手帳発行後10年以上経過している場合は受験資格も喪失していることから、研修医名簿から削除することの方針を明確にし、次回、研修登録者へのアンケート調査を行なう際に通知することになった。

## 8. 委員の交代時期について

改選期においては、委員長を総会時に開催する専門医制度委員会と互選しているため、当該年度の専門医試験の準備開始が遅くなる事態が発生している。そのため、現在の委員の任期を1ヶ月短縮して次期以降の委員任期を3月1日からとし、3月中に新委員会を開催して、委員長の選出を行なえるようにする方針を決めた。本件については理事会に報告し、現在の委員に対して任期を修正した辞令が出されるように調整を行なうこととした。

## 9. 次回委員会開催日について

8月22日 (日) 15時40～17時、オンワード総合研究所で開催予定とすることが確認された。

## 専門医制度改革について (第1報)

現在、専門医制度委員会において、平成24年度からの実施を目標に制度改革の準備を行っています。そのポイントは、以下のとおりです。

1. 産業界の基礎研修修了者を対象とした専攻医試験を行うこと
2. 専門医受験資格を得るための研修について、研修項目の明確化と実務研修施設の指定を行うこと
3. 各指導医は、実務研修施設または協力施設において、研修医の指導を行うこと

これらの改革は、日本産業衛生学会の専門医制度を開かれたものとし、より多くの専門医を輩出できる制度とすること、研修内容と研修施設を明確にして専門医の質の標準化を目指すこと、日本専門医制度評価・認定機構での議論を通じて他の専門医制度との整合化を図ることなどが目的となっています。

すでに、理事会および評議員会において、「専門医制度に関する規則及び同細則の一部を改正するための要綱」が承認されています。

今後、詳細が決まり次第、順次お知らせいたします。

## 専門医制度に関する規則及び同細則の一部を改正するための要綱

### 第1 専攻医

- 1 産業医業務を担当するのに必要な知識が一定水準にあると学会が認定する専攻医資格制度を新たに設けるものとする
- 2 専攻医としての知識を認定するための専攻医資格認定試験を実施するものとする
- 3 専攻医資格認定試験の受験資格者として、次の条件をすべて満たす者とする
  - (1) 初期臨床研修の修了若しくは相当する臨床医学の経験を有していること
  - (2) 以下のいずれかの基礎研修を修了していること
    - (ア) 労働安全衛生規則第14条第2項第1号に基づく研修
    - (イ) 同 第2号に基づく研修
- 4 専攻医試験を受験しようとする者は、受験手数料を添えて、以下の書類等を理事長あてに提出しなければならないとする
  - (1) 履歴書
  - (2) 医師免許証
  - (3) 3の(1)及び(2)の条件を満たすことを証する書類
- 5 専攻医資格認定試験は年1回、筆記により行うこととする
- 6 理事長は、専攻医資格認定試験に合格した者に対して、専攻医認定試験合格証を交付すること。また合格証は、その交付の日の翌日から起算して3年を経過する日までに専攻医名簿への登録申請を行わないときには、その効力を失うこととする
- 7 専攻医となるためには、6の合格証及び登録手数料を添付して、理事長に申請し、専攻医名簿に登録されなければならないとする
- 8 専攻医の登録有効期間は3年として、更新は原則1回までとし、理事長がその事由がやむを得ざるものと認めたものについては、1回を超えて登録の更新が認められること
- 9 専攻医は、以下の義務を負うものとする
  - (1) 良心に従い、誠実にその職務を遂行すること
  - (2) 資質向上のために必要な研修に努めること
- 10 専攻医は、専門医資格認定試験の受験資格を得るためには、指導医のもと、研修施設名簿に登録された施設において、以下のいずれかの方法で実務修練を行わなければ

ならないとすること

- (1) 単独型：産業衛生サービス実施型施設の指導医のもとで、すべての研修分野の研修を施設内で行う方法
  - (2) 関連施設型：産業衛生サービス実施型施設の指導医のもとで、主に研修施設内で研修を行い、施設内で経験できない研修分野について他の研修施設や研修計画で指定された研修協力施設での研修を組み合わせで行う方法
  - (3) 計画型：産業衛生教育・情報提供機関型施設の指導医によって立案された研修計画に基づき、主に研修計画で指定された研修協力施設において研修を行う方法
- 11 専攻医名簿の登録事項の変更、名簿からの削除及び再登録の条件及び手続きは、専門医と同じとすること

### 第2 専門医

- 1 専門医資格認定試験の受験要件を以下のとおり改正するものとする（ただし、旧制度で研修を開始している研修医に対する移行措置を設けること）
  - (1) 医師免許証を取得後、5年以上を経過していること
  - (2) 専攻医名簿に登録されていること
  - (3) 指導医の所属する研修施設等において、第1の10で示すいずれかの方法で指導医の指導の下で3年以上の実務研修を経験していること
  - (4) 指導医が専門医資格認定試験を受けるにふさわしい能力があることを確認していること
  - (5) 産業保健に関する研究の実績があり、その成果が以下のいずれかの方法で発表されていること
    - (ア) 日本産業衛生学会（総会）又は産業医全国協議会で第1発表者として1演題、若しくは地方会において第1発表者として2演題以上
    - (イ) 日本産業衛生学会誌または Journal of Occupational Health で第1著者として1論文以上
- 2 専門医資格の更新要件を以下のとおり明確化するものとする
  - (1) 「専門医」資格を取得後、産業保健活動を継続的にやっていること
  - (2) 学会員として、以下のいずれかを満たす学会活動を行っていること
    - (ア) 産業医部会で次のいずれかの活動実績があること
      - ① 産業医・産業看護全国協議会へ5年間のうち3回以上出席すること
      - ② 産業医・産業看護全国協議会の企画運営、講師等の実績が1回以上あること
    - (イ) 日本産業衛生学会（総会）で、次のいずれかの活動実績があること
      - ① 日本産業衛生学会に5年間のうち3回以上出席すること
      - ② 学会の企画運営、理事会、評議員会、委員会、研究会等で積極的な役割を果たすこと
  - (3) 「専門医」取得以降、以下のいずれかを満たす研究業績があること

- (ア) 1の(1)の5の条件
- (イ) 前号と同等以上の研究実績があること

3 専門医の負う義務は、第1の9と同じとすること

### 第3 指導医

- 1 学会の会員歴が8年以上のもので、指導医資格認定審査を受けることができる該当要件の第3項として、以下の項目を追加するものとする  
「現に産業保健推進センターの所長若しくはそれに相当する職位にあって、産業医学・産業保健に関する十分な教育研究実績を有する者」
- 2 専攻医の指導に対する意欲が認められない場合を指導医の更新不適格条件として追加すること
- 3 指導医資格の更新要件は、第2の2の(1)及び(2)を満たすこと

### 第4 委員会

- 1 委員会の審議事項に、以下の項目を追加するものとする  
こと。  
(1) 専攻医の資格認定に関する事項  
(2) 研修施設の認定に関する事項  
(3) 専門医及び専攻医の研修に関する事項
- 2 実務部会として、専門医資格認定試験部会と専攻医資格認定試験部会を設置するものとする
- 3 専門医資格試験部会は部会長を含めた部会委員12名、専攻医資格試験部会は部会長を含めた部会委員6名をもって構成するものとする
- 4 専門医資格試験部会委員と専門医資格試験部会委員の兼務は、これを妨げないものとする

### 第5 研修施設

- 1 専攻医が専門医として必要な知識、技術、問題解決能力を得るために受ける実務研修のための施設や機会が一定水準にあることを学会が認定した研修施設を設けるものとする
- 2 研修施設は、研修項目の範囲によって、以下のいずれかに分類されるものとする  
(1) 産業衛生サービス実施型施設：企業又は事業場、労働衛生機関、医療機関等の付属健診施設  
(2) 産業衛生教育・情報提供機関型施設：医育機関の産業衛生関連講座・研究室等、労働衛生研究機関、都道府県産業保健推進センター
- 3 研修施設は、以下の要件をすべて満たしていなければならないとする  
(1) 2のいずれかの分類に該当すること  
(2) 1名以上の指導医が在籍し、産業医研修に関わる職責を有していること  
(3) 産業衛生サービス実施型施設については、一定数以上の労働者に対してサービスを提供していること  
(4) 以下の研修項目の全てについて、専攻医が研修できる施設を有するか、研修の機会を提供できること

- (ア) 産業保健活動の計画・目標の立案
- (イ) 衛生委員会への参画
- (ウ) 職場巡視の実施
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの構築・運用
- (オ) 衛生教育、リスクコミュニケーション
- (カ) 有機溶剤等の化学物質による健康障害防止対策
- (キ) 粉じん・アスベストによる障害防止対策
- (ク) 生物的要因による健康障害防止対策
- (ケ) 物理的要因による健康障害防止対策
- (コ) 人間工学的要因及び心理社会的要因による健康障害防止対策
- (サ) 特殊健康診断の実施
- (シ) 一般健康診断の実施
- (ス) 健康診断の事後措置
- (セ) メンタルヘルス対策
- (ソ) 職場復帰支援
- (タ) 健康の保持増進対策
- (チ) 特性に応じた健康管理（母性健康管理、高齢者の健康管理等）
- (ツ) 救急・緊急対策の実施
- (テ) 産業医学分野での調査研究

- 4 研修施設の認定は、施設からの申請に基づき、委員会で行うものとする
- 5 理事長は、研修施設認定審査に合格した施設を研修施設名簿に登録するとともに、研修施設名簿に登録された施設に対して、研修施設認定証を交付するものとする
- 6 研修施設は、登録事項の変更があった場合には、遅滞なく理事長に届け出なければならないものとする
- 7 理事長は、研修施設に対して、登録事項の内容について報告を求めることができるものとする
- 8 理事長は、研修施設名簿を学会事務局に備え付け、常に会員の閲覧に応じるものとする
- 9 理事長は、以下のいずれかの事由に該当するときは、研修施設名簿から当該研修施設に関する事項を削除するものとする  
(1) 研修施設登録の削除の申し出があったとき  
(2) 研修施設としての要件を満たさなくなった場合  
(3) 研修施設としてふさわしくない行為等があったとき
- 10 前項の(2)及び(3)による登録の削除については、委員会及び理事会の議を経るものとする。この場合、(3)に係る委員会及び理事会の議は、それぞれ出席者の3分の2を要するものとする
- 11 研修施設は、所属する指導医が行う専攻医の研修に、施設及び機会を適切に提供しなければならないものとする

### 第6 その他

その他、様式等、所要の規定の整備を行うものとする

### 第7 移行措置

本改正の施行日以前に本制度による研修を開始したもの

は、第2の1の(2)の条件を除くものとする

### 日本産業衛生学会専門医制度改革の概要

#### 1. 専門医取得までの流れ

##### + 臨床研修の修了 (現行制度と同じ)

平成 16 年 3 月卒業以降のもの：厚生労働省の指定する臨床研修の修了  
それ以前のもの：2年以上の臨床研修または実務研修指導医の確認

##### + 基礎産業医学研修の修了

労働安全衛生法上の産業医選任資格のうち、以下を満たす  
✓ 労働安全衛生規則第 14 条第 2 項第 1 号  
✓ 同 第 2 号

##### + 専攻医試験の受験

筆記試験  
現行試験の筆記 A 問題および口頭試験 A1 問題での要求される知識レベル

##### + 学会入会 (未入会者について)

##### + 産業医実務研修の開始

指導医との契約  
事務局に登録申請  
研修手帳を受け取る

##### + 産業衛生専攻医登録

学会員であることが条件

##### + 産業医実務研修

手帳の期限を3年間とし、3年ごとに手帳更新  
最低3年以上の研修期間  
単独型・関連施設型・計画型のいずれかの方法で、研修施設での研修。  
上限は原則として6年とする

##### + 以下の条件を満たす

研修手帳に基づき指導医が評価し、一定以上のレベルに到達していることを確認  
学会総会または全国協議会での発表、会誌への発表 (第一著者)  
産業医経験 (現行と同程度)

##### + 受験申請

受験申請の受理  
受験資格の判定

##### + 専門医資格試験 (口頭試験を中心とした形式)

現行の筆記 B, C 問題, 口頭 A2, B 問題および面接で要求される実務能力レベル

##### + 合否判定

合格者 産業衛生専門医登録  
不合格者 再受験

##### + 指導医登録申請または専門医としての更新申請 (5年経過後)

## 日本産業衛生学会編集委員会 「第5回編集委員長と話そう」

—雑誌が求める論文, JOHの新投稿システム,  
そして雑誌の将来像—

日本産業衛生学会編集委員長 川上憲人

日 時：2010年10月15日(金) 12:30~14:00

会 場：第20回日本産業衛生学会産業医・産業看護  
全国協議会会場

かでの2・7 道民活動センタービル

5階510会議室

〒003-0024 札幌市中央区北2条西7丁目

<http://ncopn20.mice-co.jp/index.html>

#### 内 容：

日本産業衛生学会の英文誌 Journal of Occupational Health (JOH) では、2010年10月から新しい投稿システム ScholarOne Manuscriptsを導入します。編集委員会から編集委員長、副編集委員長が出席し、これら編集委員会の最新情報をお伝えすると同時に、参加者との意見交換により産業衛生学雑誌・JOH誌の将来像について考えます。また論文投稿のポイントについても質疑応答いたします。どなたでもご参加ください。

#### 連絡先：

日本産業衛生学会編集委員長 川上憲人

E-mail : kawakami@m.u-tokyo.ac.jp

日本産業衛生学会編集部 (有限会社アイベック内)

TEL : 03-5978-4067 FAX : 03-5978-4068

E-mail : joh-edit@ipec-pub.co.jp

## 第251回日本産業衛生学会関東地方会例会 (兼 第24回関東産業衛生技術部会研修会) 発表演題募集のお知らせ

担当幹事：村田 克 (労働科学研究所, 早稲田大学)

日本産業衛生学会関東地方会第251回の例会を下記の通り開催いたします。第251回例会は久しぶりに一般演題のみで構成し、会員同士の議論の場といたしたくご案内申し上げます。関東地方会以外にご所属の先生方からの演題発表も歓迎いたします。

<演題募集要領>

**発表方法**：口演またはポスターを予定 (希望者数に応じ変更をお願いする場合があります)。産業衛生に関係する内容であれば、分野は問いません。

**演題申込方法**：氏名・所属・演題名・口演 or ポスターの希望を記したE-mailを、以下のアドレスへ御送り下さい。

**申込・問合せ先アドレス**：251reikai@islor.jp

**申込締切**：平成22年10月11日(月)

<開催概要>

**日 時**：平成22年12月11日(土) 13:30~16:30

**会 場**：早稲田大学西早稲田キャンパス

(地下鉄副都心線西早稲田駅)

なお、例会開催についての詳細は、産業衛生技術部会ホームページ (<http://jsoh-oh.umin.jp/>) に順次掲載致しますのでご参照願います。